

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス）

【現改比較表】 2026年7月1日現在

～2026年6月30日	2026年7月1日～
目次（略） 第1章～第2章（略） 第3章 契約 第1節～第5節（略） 第6節 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 第73条の2～第73条の8（略） （第6種シェアード I P - P B X 契約者の発信番号通知） 第 73 条の9 第6種シェアード I P - P B X サービス（カテゴリー3タイプ4を除きます。）に係る通信については、発信元の I P セントレックス番号を着信先へ通知します。 ただし、次の場合はこの限りではありません。 （1）～（3）（略）	目次（略） 第1章～第2章（略） 第3章 契約 第1節～第5節（略） 第6節 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 第73条の2～第73条の8（略） （第6種シェアード I P - P B X 契約者の発信番号通知） 第 73 条の9 第6種シェアード I P - P B X サービス(カテゴリー3タイプ4を除きます。)に係る通信については、発信元の I P セントレックス番号を着信先へ通知します。 ただし、次の場合はこの限りではありません。 （1）～（3）（略）

(4) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能(タイプ2)の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。	(4) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能(タイプ2)の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。<u>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。)又は着信先へ通知するIPセントレックス番号に係る第6種シェアードIP-PBX契約者が、その契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合はこの限りではありません。</u>
2～3 (略) 第73条の10～12 (略) 第4章～第11章 (略) 別記1 (略) 料金表 (略)	2～3 (略) 第73条の10～12 (略) 第4章～第11章 (略) 別記1 (略) 料金表 (略)

料金表別表 1 (略)

料金表別表 2 第 6 種シェアード I P - P B X に係る付加機能

区 分	提 供 条 件
(略)	(略)
16 I P V o i c e 番号通知機能 (タイプ 1) (略)	(略)
17 I P V o i c e 番号通知機能 (タイプ 2) この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係るものに限り、) に係る I P セントレックス番号から行う通話について、その I P セントレックス番号に替えて指定の I P セントレックス番号 (この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係る者に限り、) が契約する第 6 種シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリ 1、カテゴリ 2、カテゴリ 3、カテゴリ 4、カテゴリ 7 及びカテゴリ 8 に係るものに限り、) 以下、本欄において「通知元第 6 種シェアード I P - P B X 契約 (タイプ 2)」といいます。) に係る I P セントレックス番号に限り、) を着信先に通知する機能	(1) 当社は、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係る者に限り、) に、この機能を提供します。 (2) この機能の <u>申込み</u> にあたっては、着信先に通知する I P セントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。この場合において、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1

料金表別表 1 (略)

料金表別表 2 第 6 種シェアード I P - P B X に係る付加機能

区 分	提 供 条 件
(略)	(略)
16 I P V o i c e 番号通知機能 (タイプ 1) (略)	(略)
17 I P V o i c e 番号通知機能 (タイプ 2) この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係るものに限り、) に係る I P セントレックス番号から行う通話について、その I P セントレックス番号に替えて指定の I P セントレックス番号 (この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係る者に限り、) が契約する第 6 種シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリ 1、カテゴリ 2、カテゴリ 3、カテゴリ 4、カテゴリ 7 及びカテゴリ 8 に係るものに限り、) 以下、本欄において「通知元第 6 種シェアード I P - P B X 契約 (タイプ 2)」といいます。) に係る I P セントレックス番号に限り、) を着信先に通知する機能	(1) 当社は、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係る者に限り、) に、この機能を提供します。 <u>ただし、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に係る者に限り、) 又は着信先へ通知する I P セントレックス番号に係る第 6 種シェアード I P - P B X 契約者が、その契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合はこの限りではありません。</u> (2) この機能の <u>利用</u> にあたっては、着信先に通知する I P セントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。この場合において、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリ 3 のタイプ 1 に

能	に係る者に限ります。)に係る I P セント レックス番号が I P 電話番号の場合は、 I P 電話番号又は特定電気通信番号を、 I P セントレックス番号が特定電気通信 番号の場合は特定電気通信番号を、着信 先に通知する I P セントレックス番号と して指定するものとします。 (3)～(7) (略)	能	に係る者に限ります。)に係る I P セントレ ックス番号が I P 電話番号の場合は、 I P 電話番号又は特定電気通信番号を、 I P セントレックス番号が特定電気通信番 号の場合は特定電気通信番号を、着信先 に通知する I P セントレックス番号とし て指定するものとします。 (3)～(7) (略)
18 通話録音自動テキスト化機能 (略)	(略)	18 通話録音自動テキスト化機能 (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>附 則 (令和 8 年 6 月 16 日 C A S 1 第 000400011335-01 号)</u> <u>この改正規定は、令和 8 年 7 月 1 日から実施します。</u>	